

# ○糸満市立学校給食センター運営に関する規程

昭和51年11月16日  
教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、糸満市立学校給食センター設置条例(昭和51年糸満市条例第29号、以下「設置条例」という。)の第6条の規定に基づき、糸満市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)の運営および事務取扱いに関して、必要な事項を定める。

(事務)

第2条 設置条例第3条に規定する事務は、次のとおりとする。

- (1) 小学校および中学校の完全給食の献立、調理および運搬に関すること。
- (2) 学校給食に必要な物資の購入および管理に関すること。
- (3) 学校給食用器具の管理に関すること。
- (4) 文書の収受、発送および保管に関すること。
- (5) 家庭に対する啓蒙連絡に関すること。
- (6) 給食センターの施設および設備の管理に関すること。
- (7) 学校給食の適正な運営を図るための献立研究および調理研究に関すること。
- (8) 学校給食費会計に関すること。
- (9) その他学校給食に関し必要な事項

(連絡協議会)

第3条 給食センターと学校との連絡を密にし給食センターの運営を円滑にするため、給食センターに連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の構成は、次のとおりとする。

給食センター……所長、栄養職員および調理員代表  
学校……教頭および給食主任

3 協議会の運営は、次のとおりとする。

- (1) 協議会は学期1回を定例とし、必要に応じて臨時に開くことができる。
- (2) 協議会は所長が主宰し献立、連絡、反省等必要な事項を協議する。

(給食日)

第4条 学校給食は、週5日制とし、年間200食を基準に授業日の昼食時に実施する。

(給食費の額)

第5条 児童生徒および関係職員の学校給食費は、小学校月額5,000円、中学校及び給食センター職員等は5,600円とする。

(給食費の基準日額)

第6条 学校給食費の基準日額は、前条に定める学校給食費の額に11(11ヶ月)を乗じ、200で除した額とする。

(給食費の返還)

第7条 学校給食費は、校長の報告により次の各号の一に該当するものについて、日割で算定し返還する。

- (1) 児童生徒の死亡および転出による場合
- (2) 病気又は事故により、長期にわたり給食を受けない場合
- (3) その他、校長の申し出により所長が適当と認めた場合

(給食費の納入)

第8条 学校給食費は、各学校がとりまとめ当月分を20日までに定められた金融機関に納入するものとする。ただし、納入日が休日にあたる場合は、その翌日とする。

2 学校長は、学校給食を受ける日および人員に変動が生じた場合は、ただちに人員変動報告書(様式第1号)により、所長に届出るものとする。

3 学校給食費の給食センター職員のものについては、第8条第1項を準用する。この場合において、同条中「各学校長」とあるのは「所長」と読み替えるものとする。

(取扱い金融機関)

- 第9条 学校給食費の取扱い金融機関は、糸満市内にある銀行または農協のなかから糸満市立学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)が定めるものとする。
- 2 所長は、定められた金融機関に所長名義の口座を設け、現金を取扱ってはならない。
- 3 学校給食費会計の支出は、すべて支出命令書(様式第2号)によらなければならない。  
(業者の登録)
- 第10条 沖縄県給食、パン業者、乳業者およびめん業者を除き、学校給食会計にかかる物資を納入しようとする業者は、業者登録票(様式第3号)に登録されている業者とする。  
(物資の購入)
- 第11条 すべての学校給食費会計にかかる物資の購入については、登録業者2人以上の見積書を提出させるものとする。  
(物資の保管)
- 第12条 所長は、品目別物資受払簿(様式第4号)の記録により、物資の保管を行なうものとする。  
(献立)
- 第13条 献立表は、月1回作成し翌月分を月末までに児童生徒を通じて、各家庭に配布し、学校給食と家庭食との栄養の均衡を図るとともに学校給食に関する保護者の理解を深め、食生活の改善に資するものとする。  
(会計)
- 第14条 学校給食費に関する勘定科目は、次のとおりとする。
- 収入の部 給食費、諸収入および繰越金
- 収支の部 給食用材料費、パン加工費、ミルク加工費、パン包装費および給食諸費  
(会計年度)
- 第15条 学校給食費に関する会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。  
(会計監査)
- 第16条 学校給食費の監査は、教育長が委嘱する監査委員が実施する。
- 2 監査委員の定数は、2人とし、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 3 監査委員は、監査の結果を運営委員会に報告する。
- 附 則
- この規程は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和52年3月29日教委訓令第1号)
- この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和54年3月20日教委訓令第1号)
- この規程は、昭和54年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和56年3月13日教委訓令第1号)
- この規程は、昭和56年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和59年3月31日教委訓令第1号)
- この規程は、昭和59年4月1日から施行する。
- 附 則(平成元年3月29日教委訓令第1号)
- この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 附 則(平成10年3月11日教委訓令第1号)
- この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則(平成21年1月29日教委訓令第1号)
- この訓令は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年8月28日教委訓令第1号)
- この訓令は、平成26年9月1日から施行する。
- 附 則(令和6年2月22日教委訓令第2号)
- 1 この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。